

水田スタートアップモデル（うち稲作経営体連携タイプ）事業実施要領

令和8年5月8日

一般社団法人岐阜県農業会議

第1 事業の目的

一般社団法人岐阜県農業会議（以下、「本会議」という）は、副業・兼業により稲作に関わりたい人材や、就農・就業を視野に本格的な稲作を学びたい人材などを、岐阜県稲作経営者会議・同青年部（事務局 本会議）の会員経営体と連携した体験受入を行い、体験やスキルを活かした副業労働力等として参画する仕組みづくりを進める。

併せて、体験受入先の経営体においては、同経営体の人材確保に資する活動並びに体験参加者の稲作への理解促進や就農意欲喚起に繋げる活動を行う。

第2 事業の実施

本事業は、岐阜県委託事業（令和8年度アグリパークサポート体制構築事業費のうち水田スタートアップモデル事業）を受けて実施する。

第3 事業の内容

1 体験受入先の要件

体験受入先は、次の全てを満たすこととする。

- (1) 岐阜県稲作経営者会議・同青年部の会員
- (2) 別添「体験受入の留意点（案）」に則って体験受入すること
- (3) 体験受入後の実施状況報告に協力すること

2 体験参加者の要件

体験参加者は次の全てを満たすこととする。

- (1) 稲作に関心がある、または稲作での就農や経営体等への就業を希望する者
- (2) 満18歳以上
- (3) 別添「体験参加の留意点（案）」に則って体験に参加すること
- (4) 体験参加後の報告に協力すること

3 体験期間等

本事業による体験の期間は原則連続する3日間とする。ただし、4（2）プロフェッショナルタイプは、体験メニュー等により体験受入先、体験参加者の双方の調整の上、1日～5日間とすることができる。体験時間は、原則1日8時間以内とし、体験受入先の始業、終業、休憩時間に合わせるものとする。

4 体験タイプ

作業内容は、稲作に関する、①播種・育苗、②耕起・代かき、③田植・直播、④防除・追肥・畔草管理・水管理、⑤稲刈・運搬、⑥籾摺・袋詰め、⑦耕起・土壌改良・堆肥散布、⑧その他とし、以下の2タイプとする。

(1) 補助労働力タイプ

農業未経験者等の多様な人材が副業・兼業での稲作への参画に活かせる補助的な作業が中心の体験

(2) プロフェッショナルタイプ

岐阜県農業大学校生等の稲作学習や、稲作での就農・就業等に活かすための知見を深める機械操作等の作業を含む体験

5 体験参加者数

1回の体験参加者数は原則上限3人とする。ただし、体験受入先が対応可能な場合は、4人以上とすることができる。

6 事業実施予定数

体験受入先 4経営体以上 体験回数 16回以上

7 体験受入の助成

体験受入先には、体験1回（原則3日）あたり受入助成金5万円を支給する。ただし、体験期間が1日の場合は3万円、2日の場合は4万円の支給とする。また、1回の体験参加者数が4人以上の場合は、4人目から1人あたり1万円を上乗せする。

8 体験参加者の費用負担

- (1) 参加費は無料とし、体験参加者への報酬は支給しない。
- (2) 体験受入先までの交通費は体験者の負担とする。ただし、同校のカリキュラム充実等を目的として、モニタリングを兼ねた学習の一環として参加する場合は、本会議の旅費規程に従い体験受入先までの交通費（宿泊料を除く）を本事業費で支出する。
- (3) 体験参加者は本会議が定める傷害・賠償責任保険に加入し、費用は本事業費で支出する。

9 体験実施の留意点

体験受入先は、体験参加者に実際の稲作現場を知ってもらうため、日常の各種作業に従事させること。また、体験参加者を単なる労働力としてとらえることは厳に慎み、体験中の事故やケガ、ハラスメント等の防止対策を徹底する。

体験参加者については、法令及び本事業におけるルールの違反、体験受入先から苦情を受ける等の行為があった際は体験の中止や再度の申込の受付を見合わせるものとする。

第4 体験実施の流れ

1 体験受入先の募集

本会議は、岐阜県稲作経営者会議・同青年部に本事業を周知するとともに、体験受入の意向調査を行い、受入を希望する経営体名、所在地、体験指導者、体験メニュー等を整理する。

2 体験参加者の募集

本会議は、本事業のホームページを開設し、体験に関する情報を掲載し体験参加者を広く募集する。ホームページに加え、SNS等の媒体を活用した情報発信、ぎふの田舎応援隊や集落営農の後継者、農業参入を検討する企業など、稲作に関心の高い層への説明会等を行うなど効果的なPRをする。

農業大学生向けには、体験に関するリーフレット等を提供し、体験参加を積極的に呼びかける。

また、「ぎふアグリチャレンジフェア」に出展するなど、事業の周知を行う。

3 体験参加希望者の応募と体験受入先のマッチング

体験参加希望者は、所定の応募申込書を氏名、性別、生年月日、住所、携帯電話番号、メールアドレス、取得している免許・資格、体験タイプ等を、WEBまたはメール等により提出し、本会議が日程、希望等を考慮して体験受入先のマッチングを行う。

マッチングにより体験が決定した場合、本会議は体験参加者、体験受入先に決定通知を送付する。

4 体験実施

決定した日時に、体験指導者による体験参加者への指導のもと体験を実施する。本会議職員は体験に立ち会うなど効果的な体験となるよう配慮する。

5 体験の中止と短縮

天候、体験参加者の体調等により体験の中止、短縮をする場合は、その旨を本会議に速やかに連絡する。

6 実施報告と助成金申請

体験受入先は、実施した体験の内容や体験参加者の評価について、実施状況報告書兼助成金申請書に取りまとめ、本会議に提出する。本会議は提出された内容を確認の上、助成金を体験受入先に支払うものとする。

また、体験参加者は、実施した体験の内容や稲作への就農・就業意向等についての体験報告書を、本会議に提出する。

第5 個人情報の管理について

本会議及び体験受入先は、本事業の実施に関して収集した個人情報について、岐阜県「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に管理する。

第6 施行日

本実施要領は、令和8年5月8日から施行する。